

出納員その他の会計職員の任命等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和七年九月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第五十四号

出納員その他の会計職員の任命等に関する規則の一部を改正する規則

出納員その他の会計職員の任命等に関する規則（昭和三十九年広島県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第一（第四条、第八条、第八条の二関係）	機 関	機 関	機 関
	出納員	出納員	出納員
	臨時の出納員	臨時の出納員	臨時の出納員
	委任事務	委任事務	委任事務
	（略）	（略）	（略）
別表第三（第五条、第九条、第九条の二関係）	機 関	機 関	機 関
	出納員	出納員	出納員
	員納出任分	員納出任分	員納出任分
	員納出任分の時臨	員納出任分の時臨	員納出任分の時臨
	委任事務	委任事務	委任事務

備考 (略)	十一	
	〃 略 〃	タ 東 島 支 所
	〃 (略)	タ 出 納 員
	〃 略 〃	
	〃 略 〃	
	(略)	る 情 報 公 開 条 例 の 規 定 に よ る 行 政 文 書 の 写 し 及 び 個 人 情 報 保 護 法 の 規 定 に よ る 保 有 の 記 録 が 行 政 文 書 の 写 し の 交 付 に 伴 う 県 税 外 の 収 入 に 係 る 現 金 の 出 納 及 び 保 管 二 廣 島 県 西 部 こ ど も 家 庭 セ ン タ ー 東 廣 島 支 所 で 収 納 す る 審 査 法 の 規 定 に よ る 審 理 手 続 に お け る 提 出 の 書 類 等 の 写 し 等 の 交 付 に 伴 う 県 税 外 の 収 入 に 係 る 現 金 の 出 納 及 び 保 管 三 廣 島 県 西 部 こ ど も 家 庭 セ ン タ ー 東 廣 島 支 所 に 係 る 資 金 前 渡 に 係 る 現 金 の 出 納 及 び 保 管
備考 (略)	九	
	〃 略 〃	
	〃 (略)	
	〃 略 〃	
	〃 略 〃	
	(略)	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。